

2016年6月29日

有機 JAS 認定事業者の皆さまへ

公益財団法人
自然農法国際研究開発センター
認定事務局長 大橋 弘保

JAS 法施行規則並びに関連告示の一部改正について

平素は、当センターの活動と有機食品の検査認証制度にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、2016年6月1日に JAS 法施行規則並びに関連告示が一部改正されましたので、昨年末に改正された有機 JAS 規格とともに綴った最新の「有機 JAS に係る関連法規集」をお送りします。今回の改正では、内部規程及び格付(表示)規程の変更、有機農産物の格付の表示(JAS マーク)の下への認定番号表記の義務付け等、新たに実施しなければいけない事項がありますので、以下の内容及び資料を確認の上、関係者への周知と対応をお願いします。

なお、本年 11 月以降に、今回の法規改正の解説を含めたフォローアップ研修会の開催を予定していますので、必ず参加ください。

●改正された JAS 法施行規則・関連告示と認定事業者に関わる事項

➤ 農林物資の規格化等に関する法律（JAS 法）施行規則

① 有機農産物の JAS マークの認定機関の下に「認定番号」を記載（第 26 条一へ）

⇒ 表示方法は、告示「飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法」の別記様式 4 を確認ください。

※有機農産物の生産行程管理者及び小分け業者は、2019 年 5 月 30 日までに JAS マークの下に認定番号の表示（一部記載しないことができるものあり）が必要です。

② 有機農産物の生産行程管理者において、毎年の格付実績報告とともに認定に係るほ場の面積を認定機関に報告が義務付けされた。（第 46 条一之二(10)）

※面積の報告は来年からです。（現在、報告書の書式を検討中。）

③ 格付に関する記録の保管期間について（第 46 条一之二(11)）

(1) 消費期限又は賞味期限が 1 年以上の有機食品については、当該有機食品の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該有機食品に消費期限又は賞味期限がない場合は、出荷の日から 3 年間／農産物では米、大豆等はこれにあたる）。

(2) 消費期限又は賞味期限が 1 年未満の有機食品については、格付の日から 1 年間（当該有機食品に消費期限又は賞味期限がない場合は、出荷の日から 1 年間／野菜等一般的な農産物はこれにあたる。）

④ 登録認定機関の認定に係る公表する事項に、認定番号を加える。（第 46 条四のイ(4)、ロ(4)、ハ(4)、ニ(4)）

➤ 認定の技術的基準

① 有機農産物・有機加工食品の生産行程管理者及び小分け業者

・内部規程に「出荷後に生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間」を明記する。(有機農産物の生産行程管理者は二の2(6)、有機加工食品の生産行程管理者及び小分け業者は二の2(5))

⇒ 前述の JAS 法施行規則第 46 条一の二(11)に準じ、生産・小分けする有機農産物又は有機加工食品ごとに、書類の保管期間を見直してください。

・格付規程(小分け業者は「格付表示規程」)に「出荷後に有機農産物の日本農林規格に不適合であることが明らかになった荷口への対応に関する事項」を追記する。(四の1の(4)、小分け業者は、四の2の(1)ウ)

⇒ 出荷後の不適合品の特定(通知すべき取引先・数量等)に係る手続き、販売先等への通知、出荷後の不適合品の回収や処分の方法とそれらの記録方法、認定機関への通知等について定めてください。

※全ての認定事業者において、2018年5月30日までに内部規程及び格付(表示)規程を見直が必要です。来年5月30日までに両規程を見直して、変更届とともに認定事務局に提出してください。

② 有機農産物の生産行程管理者(六)

「認定事業者の責に帰さない事由により使用禁止資材が認定ほ場等に使用がされた場合、認定ほ場に当該使用禁止資材を使用していないものとみなす」が追加された。

⇒ 使用禁止資材を使用したことが判明したほ場については、当該ほ場の認定取下げることが基本ですが、生産行程管理者が入手した証明書等による資材の適合確認を適切に実施していた(実質的に事業者に責がないと判断される)場合は、当該ほ場の認定継続を認める。

➤ 生産行程の検査方法

有機農産物の生産行程管理者(二)

「認定事業者の責に帰さない事由により使用禁止資材が認定ほ場等に使用がされた場合、使用禁止資材を使用した日から1年を経過した日以降に収穫した生産荷口については、使用禁止資材を使用したとみなさない」が追記された。

⇒ 生産行程管理者が入手した証明書等による資材の適合確認を適切に実施していた(実質的に事業者に責がない)場合には、前年の当該使用禁止資材の使用を問うことなく、使用日から1年を経過した後に収穫した農産物について有機農産物として格付することができる。

本件に関し、ご不明な点等ありましたら、認定事務局までご連絡ください。

以 上

本件担当

認定事務局 森、吉田、今井、谷木